

StarQuest for RICOH

無料トライアル約款

第1条（約款の適用）

1. リコージャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社の製品である「StarQuest for RICOH」（以下、「本サービス」といいます。）の無料トライアル（第2条に定めるものをいい、以下、「無料トライアル」といいます。）を「StarQuest for RICOH 無料トライアル約款」（以下、「本トライアル約款」といいます。）に基づきお客様に提供します。
2. 無料トライアルには、本トライアル約款のほか、「StarQuest for RICOH サービス約款」（以下、「サービス約款」といいます。）（URL：https://www.ricoh.co.jp/-/media/Ricoh/Sites/co_jp/products/terms-and-conditions/star-quest-for-ricoh.pdf）を準用するものとし、本トライアル約款とサービス約款の内容に相違がある場合には、本トライアル約款の内容が優先して適用されるものとします。なお、サービス約款の第13条第1項における「既に支払われた本サービス契約の対価の総額を限度とします。」という箇所は、「本サービスの月額利用料相当額に無料トライアルの利用期間を乗じた額を限度とします。」という内容に置き換えられるものとします。
3. 前項前段にかかわらず、無料トライアルには、サービス約款の第3条、第4条、第5条、第6条は適用されないものとします。

第2条（無料トライアル）

1. 無料トライアルとは、本トライアル約款に定める条件のもと、第5条第1項に定める利用期間中に無料で本サービスの機能を利用できるサービスを称するというものとします。
2. 無料トライアルにおいてお客様が入力できる項目は、本サービスの「セキュリティ対策」のうち、「1 ガバナンスの整備」に関する項目のみとします。
3. 無料トライアルにおけるAI機能の利用回数は、無料トライアル期間中を通じて100回を上限とします。当社は、当該上限に達した場合、AI機能の利用を停止または制限することができるものとします。

第3条（申し込み及び契約の成立）

1. お客様は本トライアル約款およびサービス約款に同意の上、無料トライアルの利用申し込みを当社が定める手続きに基づいて行うものとし、当社はその裁量により承諾を行うか否かを決定できるものとします。なお、無料トライアルは本サービスの利用を検討されているお客様を対象としたサービスとなるため、当社は、それ以外の目的のお客様からの申し込みに対する承諾を行いません。

第4条（利用開始）

1. お客様が無料トライアルの申し込みをし、当社がこれに承諾した場合、当社はお客様に対して当社所定の登録手続き完了後、利用開始日を含めた必要な情報を当社の定める方法にて通知するものとします。お客様は当該通知により案内された利用開始日から無料トライアルを利用できるものとします。

第5条（利用期間および有効期間）

1. 無料トライアルの利用期間は、第4条で指定する利用開始日から起算して1か月間とします。
2. 本トライアル約款の有効期間は、お客様による無料トライアルの申し込み日から前項に定める利用期間の終了日までとします。

第6条（本サービスへの移行）

1. お客様は、無料トライアルからの本サービスへの継続移行を希望する場合、無料トライアル利用期間内にサービス約款第2条第1項に定める本サービスの申し込みを行うものとします。

第7条（無料トライアルの中断停止など）

1. サービス約款で定める本サービスの提供中止、提供停止にとどまらず、運用上、技術上の理由により、またその他当社が必要と判断した場合、当社は無料トライアルの提供中止、一時中断又は停止をすることがあります。なお緊急の場合にはその予告がなされないことがあります。
2. 前項の中断又は停止に伴ってお客様に損害が発生した場合といえども、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（お客様データの取扱い）

1. 無料トライアルの申し込み時点において当社取扱商品のお客様の購買情報を当社が保有している場合、当該購買情報はお客様データ（サービス約款第 8 条の 2 第 1 項に定めるものをいい、以下同様とします。）として、サービス約款第 8 条の 2 の適用を受けるものとします。
2. 前項およびサービス約款第 8 条の 2 第 6 項の定めにかかわらず、無料トライアル中のお客様データは、無料トライアルの満了日又は終了日から当社所定の期間経過後に削除されるものとします。ただし、第 6 条に基づき本サービスに継続移行する場合、無料トライアル中のお客様データは削除されず、本サービスにおいて当該お客様データも継続して利用されるものとします。

以上

制定：2026 年 8 月 25 日